

平成 1 9 年第 1 回

大空町議会臨時会会議録

- ・ 招 集 平成19年 1 月30日
- ・ 開 会 平成19年 1 月30日
- ・ 閉 会 平成19年 1 月30日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長													
助	役	福	祉	課	長									
助	役	農	政	課	長									
総	合	支	所	長	商	工	観	光	課	長				
総	務	課	長		ひ	が	し	も	こ	と	乳	酪	館	長
出	納	課	長		産	業	振	興	課	長				
企	画	課	長		総	務	係	長						
財	政	課	長		生	涯	学	習	課	長				
教	育	長			女	満	別	教	育	セ	ン	タ	ー	長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、庶務係主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成19年第1回大空町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、12番、小島一弘議員及び13番、豊島義秋議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、勝田鉄城議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査報告をいたします。
本臨時会を開くに当たり、1月の23日午後1時30分より全委員が出席をいたしまして3階1号会議室で議会運営委員会を開き、会期等について協議をいたしました。
本臨時会には、町長から提出の案件が7件でございます。
したがって、本臨時会の会期は本日1日限りが妥当であると全会一致で判断をいたしました。
以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日1日限りにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18人全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

なお、職務の都合により一部に異動がある場合があることをご了承願います。

本日の議事日程は、配付してあります日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付してあるとおりであります。

以上であります。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

◇議 長 日程第4、議案第1号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

片山女満別教育センター所長。

◇女満別教育センター所長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。

1番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 1点、図書館の部分でお伺いをしたいと思います。

特に女満別の方の図書館の部分についてでありますけれども、現在平日におきましては午後8時までの開館かと思っているところでもありますけれども、そのことによりましてのあの場所での防犯的な効果というものも大きいものがあるのだろうと私は感じているところでもあります。実際通学をされているお子さんの父兄からも安心ができる部分というのがあるのだということ、明るいこと、また図書館があることでのそういった部分での安心感があるという話を幾度となく聞いているところでもあります。今までにおいて巡回をするような機会があったかどうかという確認までは私はしていない部分ではありますけれども、今後管理体制が変わっていく中で、今回育成事業協会ということで流れは継続する部分は多くあるのかなと理解する面はありますけれども、そういった開館時間の部分、あるいはその他の部分で何か確認されているものがありましたら、お聞きをしたいと思います。

◇議 長 片山女満別教育センター所長。

◇女満別教育センター所長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

女満別図書館につきましては、ただいまお話ありましたように、火曜日から金曜日につきましては午前10時から午後8時までの開館時間となっております。

特に防犯の関係でお話ありましたが、現在職員、パートの職員であります、夜 8 時までのパートの当たる職員につきましては図書館の業務のほかに防犯ということで列車の乗降に関するチェックも、チェックといいますか、そういう乗りおりを見ております。そういう面で特に 8 時という時間帯では、ちょうど列車がそこにとまる時刻とも合うものですから、一応そういう防犯効果に役立っているのではないかというふうに思っております。今後につきましても、その時間につきましてはこれまでどおり継続していただき、さらにそういう防犯対策についてのチェックについても引き続きお願いしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

◇近藤議員 終わります。

◇議長 そのほかありませんか。

12 番、小島一弘議員。

◇小島議員 ちょっとお尋ねをしたいことが 2 点ほど実はあるのでありますけれども、特に東藻琴の図書館についてなのでありますけれども、これは募集要項の中の図面によると、玄関が生涯学習センターを経ないと管理すべき図書館に行けないという状況があると思うのです。この辺のかぎの管理、これ生涯学習センターを丸ごと出していただければいいのですが、そうではなくていわば生涯学習センターの中の浮島のような部分だけを指定管理で出すと、こういうことのようにあります。そのことについては、いろいろと厚生文教常任委員会の中でも議論がちょっとあったわけではありますけれども、最終的な考え方として、その管理の問題について起きるそれぞれのリスク分担の整理の問題について、当然議決後業者との間に協定書を交わすという形で整理されるのだろうと推測されるのですが、考え方としてどうなっているかということについて聞きたいのですが、特にそれと関連して、ここの中から車庫も除いているのです。業務仕様の内容は、恐らく移動図書館も入っておられるだろうと思うのですが、移動図書館車はどこへ置くのかなという問題も含めて、車庫の範囲をなぜ除いたのか、そういうことでちょっと考え方を聞かせたいと思います。

◇議長 長 片山女満別教育センター所長。

◇女満別教育センター所長 ただいまのご質問にお答えいたしたいと思いますが、東藻琴図書館につきましてはただいま小島議員からご指摘のとおり生涯学習センターの中にございます。したがって、玄関等につきましては共有という形になります。特に生涯学習センターにはジュニアアートギャラリーということで放課後児童クラブの開設施設が運営されておりますし、さらにふれあい工芸館ということで陶芸サークルによる自主管理運営も行われております。さらに、2 階では、相談室では毎週 3 回相談員による教育相談が実施されている複合施設であるということで、なかなか施設全体について指定管理者に移行することが現時点ではできないということがございます。

かぎの関係でございますが、最終的にはそれぞれ指定管理者とも十分協議した中で調整をして考えたいわけでございますが、それぞれかぎを持った中で十分事故のないような形で進めてまいりたいというふうに思っております。さらに、個別の協定の中でその責任の所在については明確にしていまいたいというふうに思っております。

また、移動図書館車の車庫の関係でございますが、今回車庫の部分については除外をさせていただいております。移動図書館につきましては、女満別、東藻琴時代はそれぞれ運行していたわけですが、一応効率の面から1台で運行するというので、現在も1台で両地域を回ってございます。したがって、東藻琴にございます移動図書館車につきましては、ちょっと古いということもございまして、現在使わないということでございます。今後の移動図書館車のことにつきましては、今後検討する必要があるわけですが、現時点におきましては東藻琴の移動図書館車を使わないということ、その車庫につきましては除外をさせていただいたという経過でございます。

以上でございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 お答えをいただいたわけでありすけれども、かぎの管理に関しては共有と、そして車庫は除外をさせていただいたと、私が移動図書館車との関係で質疑をしたことがあって、そういうお答えをいただいたのですが、積極的に車庫を除く理由というのが余りよくわからなかったという感じがいたします。なぜそういうことを私が今お尋ねしているかということ、複合施設でありますから、かぎの共有は結果においてはやむを得ないと思うのです。しかし、それぞれ指定管理の業務を受けた時間を超えた範囲の問題についての責任分担ということがいろんなことが想定されるのです、起きてはほしくないですけれども。火災の発生もあるかもしれない。盗難の発生もあるかもしれません。あるいは、いろいろ損壊が起きるかもしれない。ということになりますと、指定管理者制度の精神からいうと、指定管理者が責任を負うことがかなり大きくうたわれているわけでありすから、行政の責任ということも含めて、この辺の整理は非常にいずいなという印象を持っているのです。内部で議論をされたかどうかお尋ねしたいのです。車庫の部分を、聞くとところによると、そちらから通れば出入りが可能なようですね。可能であれば、そこを使えばかぎの管理を共有化しなくて指定管理の精神に基づいてそれぞれがそれぞれの分担を責任をとるということは可能でないかという私は推測しておるのです。それを内部で十分な、そのことも含めて、なぜ車庫部分が、今のお答えではなくて、なぜ除外したのかという積極理由です。何か聞くとところによると、使われていない車もそこに置かれていると。いろいろ制約があって、寄贈された立場もあって廃棄もできないから、そのまま置いているのだろうという、正しいかどうかわかりませんが、話もちろはらと聞こえてきているわけなのです。その辺の整理を内部ではどういう議論として整理をされたのか、お尋ねしたいと思います。再度お願いします。

◇議 長 鈴木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

ただいま館長でございます片山センター長の方から、車庫の関係につきまして、今現在のところ省いた状況につきまして、現況をお話ししたところでございます。内部的に協議した中では、現在公用車を入れてございます。それは、10人乗りのワゴン車ということで入っております。要するに公用車の車庫という形にいたしております。今後移動図書館車につきましては、合併調整の中で1台で効率よく回そうということで1台にしたということでございます。その使ってございますのは、女満別図書館の移動図書館を使っているという状況でございます。その図書館車の関係につきましては、東藻琴地区も同じように回っていただくということで、図書の関係につきましては図書の積載の関係がございまして、あそこに車庫として置いておりました。図書の入れかえの関係につきましては、正面玄関の方で対応できるということで、あそこの部分を使わなくても図書館運営はできるということでございました。それから、管理運営の面であそこからの、車庫からの出入りということも可能なのでございますが、やはりその部分は管理をしていただく方にとってシャッターの施錠とかそういうことでかなり負担が出てくると。それであれば、行政の中で除外した中でこちらの方で公用車の管理ということでさせていただいた方が管理運営上問題が生じないのではないかと。いう中で対応させていただいた経緯がございまして、そういうことでご理解をいただければありがたいと思っております。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 ちょっと余りよく、私の質疑の仕方が悪いのか、私にとって理解がちょっとできないような答弁も一部あるのですが、おおむねですね。いろいろと制約のある中で指定管理者制度、出発するわけでありまして。私が先ほど申し上げたように、協定書の中で今指摘した事項なども勘案して、それぞれ業者との間において持ち分の問題について、責任についてはやっぱり行政の責任もいずいという、つまり複合施設の指定管理者にするということについてはいろいろといずいということについてはよくわかっておられると思うのです。したがって、その責めを指定管理者を受託する業者にだけ一元的にすることはいかなものかという考え方も出てまいりますので、それは業者との協定書の中で明文化していただいて、行政としてとるべきこのいずさについて責任を明文化していただけるかどうか、それをちょっと、協定書、これからの問題ですが、お考えがあるかどうかを伺って、私の質疑を終えたいと、このように思います。

◇議 長 片山教育センター所長。

◇女満別教育センター所長 ただいまご指摘いただいたように、複合施設ということでなかなかちょっと難しい面も確かにございます。前回の厚生文教委員会のときにもご指摘もいただいたわけでございますが、事故等の責任の関係につきまして

はその指定管理者だけではなく、やはりそれぞれ責任の所在を明文化した中で明確にしていきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、問題点もいろいろございますので、今後改善を加えた中で施設の利用者に不便をかけない形で進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 質疑ありませんか。

13番、豊島義秋議員。

◇豊島議員 私は、昨年の8月28日に質問をいたしております。指定管理者、4月1日から公募でやるという案件について、財団法人が2カ所あるわけですが、今までの経過の中では。そういう中で、町から派遣している職員の取り扱いの関係をどのようにされるのかというお話をした経過がございます。私は、4月1日から何が何でも要するにびたっと区分をつけないとならぬというふうに考えてはいないわけですが、少なくとも公募するからにはやはり公平の原則、同じような土俵の上で公募をされて進めるものだろうというふうな質問をした経過がございます。それで、もう公募をして、今指定管理を指名するわけですから、それはそれで多少の誤差があってもやむを得ないことだと私は理解していますけれども、町の考え方として、派遣している職員の扱いというか、要するに位置づけ、その関係をどのように今後整理しようとしているのか、8月28日のときには助役の答弁で、それらについても十分検討して今後対応したいという、議会の議事録を見ますと、そのようになっております。ですから、私もあのときには若干補足も含めて、社会教育の指導の面をやっていただくので、そういうふうに交通整理するとか、いろんな位置づけというのがあるのだと思うのです。そこら辺のことを明確にしないと、公募というのはあくまでも同じ条件の中で同じ土俵の上で皆さん手を挙げますか挙げませんかということだと思いますので、その公平性が保たれなければ公募というのはやはりなじまないのだろうと思います。ただ、私はあえて申し上げているとおり、過渡期としては若干の時間のタイムラグはやむを得ないと個人的には思っています。本来はそういうものではないと思っていますけれども、内情やもろもろわかる立場にいた者としてはそういうこともやむを得ないという感じはしますけれども、少なくとも検討をして位置づけを考えるという答弁をいただいていたものですから、そのことだけはちょっとお聞かせ願いたいなと。それは、次の指定管理者の関係についても関連が出てくると思います。私は、一括的に物を申し上げていますので、この指定がいいとか悪いとかということではなくて、町の要するに基本的な考え方、今後のことについてもそういうことが出てくるわけですから、そこをお聞きしたいと。整理ができていないのならできていないで、それは結構ですが、少なくとも私は8月にはそのようにお話をした経過がございます。一応そのことを確認しておきたいということです。

以上です。

◇議 長 町長。

◇町 長 現在関係する財団等に職員を派遣している経過にあります。今回指定管理者の指定に当たりましては、そういった派遣をしている団体が指定管理者になるろうというようなことで提案をさせていただいている部分がございます。現在合併をいたしまして、職員数が通常の人口規模の団体よりも多いというような状況にあります。その中でさきの定例会などでも、今後定員管理をしっかりとつくりながら、その中で管理をしていく必要があるというようなことから、若干の期間はこういった財団等に職員を派遣していくと。これは、制度にのっとって行っていることでございますので、そのことも考えながら定員管理を進めていかなければならないというふうに思っております。しかし、一方でこういう指定管理を受けるといような形の中で広く町民の皆さんから理解を得られるかどうかということについては、多少の疑念といたしましうか、そういうことをお持ちになる場合があるかと思います。この職員の派遣につきましては、先日も内部会議を開いて町としての考え方を確認したところでありますけれども、今後定員管理との関係で順次引き揚げを検討しながら進めていくということを考えてございます。時期等について具体的に一つ一つの財団、明確に今まではしておりませんけれども、方針、考え方といたしましてはそういうこともしながら定員管理を進め、さらにはその指定管理者との関係を構築していこうというような考え方になっておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

◇豊島議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第1号 指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第1号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

◇議 長 日程第5、議案第2号 指定管理者の指定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
鈴木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。ありませんか。
12番、小島一弘議員。

◇小島議員 今説明をいただいたところでありますけれども、先ほどこの研修会館及びゲートボールセンターについても同様に、逆にセンターの事務室その他を除外するというございますし、先ほどと同様の中身だとは思っているのですが、また一たん角度を変えて、先ほど同僚議員からは派遣職員の話も出ましたけれども、これを受託する財団は育成事業協会ということでございますが、こういう教育委員会関係施設を出すに当たって、言いにくいのでありますが、教育長が常務であるということについての今後の整理のあり方についてお聞かせをぜひ願いたいものだなと、このように思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほどは、職員の関係について申し上げました。また今回は、その財団を構成する役員といいましょうか、そういう立場の者についてのご質問かというふうに思えます。これについても今議案として提案しております育成事業協会に限らず、そのほかの関係する財団にも役員として職員が名を連ねている部分があります。今回のこの育成事業協会、さらにはめまんべつ産業開発公社、後の議案に出てまいりますけれども、こういった部分については町の特別職が現在名を連ねているというようなことがあります。まして町が100%出資をしているといいましょうか、バックアップをしている財団ということでありますので、この関係につきましては今後早急にその体制の見直しを図って特別職等の職員の引き揚げといいましょうか、そういうことを考えながら対処をしてまいりたいというふうに考えてございます。そういった意味で改めてその財団と町との関係というものを見直していかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
9番、深川昇議員。

◇深川議員 1件目の指定管理制度については議決をされたわけですがけれども、今後こういった指定管理制度の導入については当然のごとく出てくることになると思うのですが、町としての基本的な考え方として、本当に何のためなのか、実際にだれのためなのかということをしっかりとここでお聞きをしたいと思います。そういった中で当然のごとく経費の削減、あるいはサービスの向上がモットーとされるのでしょうか、現実的にそういった形が本当に形としてあらわれるのかどうかということ、そういった評価についてはいつ、どこで、こういった形でやられるのか、その辺のとりまえ方をお聞きしたいと思います。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

◇議 長 会議を再開します。
企画課長。

◇企画課長 企画課の方から総合調整の窓口ということでお答えをしたいと思いますけれども、それぞれ指定管理者の議決を受けますと協定を結び、指定管理、町にかわってその施設を管理運営するという形になりますが、条例上も、地方自治法も定まっていますように、それぞれ事業が終了しますと2カ月以内にその事業報告というものを町に対して行くと、また町といたしましても随時必要があればその業務内容、管理状況について報告を求めると、また調査をするというような中でそれぞれその管理をしていくということになろうかと思います。チェック体制といたしましては、今言ったように、町の事業報告に基づくチェック、それから随時によるチェック、また監査の方におかれましても指定管理者の出納関係のチェックができると、さらにそれぞれその会計関係につきましては別途口座を設けて行いうるというようなことも地方自治法等の中で明示をしております。そのような中でそれぞれ評価をしてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 助役。

◇濱名助役 川口課長の方からも説明がございましたが、指定管理者制度そのものの目的から申しまして、議員の懸念されております内容について私の方からちょっと説明をさせていただきたいと思います。

まず、公の施設、持っている町の施設でございますが、それらの多様化する住民ニーズといいますか、効果的、効率的にそれらに対応するために民間事業者の持っているノウハウ等を有効に活用するということが考え方の基本となっております。したがって、それらをもとに住民サービスの向上とか、それから住民コストの縮減というのが大前提となっておりますので、目的としては指定管理者制度のその制度を活用することによってそれらの地域の振興と申しますか、活性化及び行政改革に努めるという期待を持ってこの制度を取り入れるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 指定する施設、あるいは用途によっても一概には言えなく、あるいはそういった同一には考えられないと思います。ただ、どの本を見ても今説明されたような項目がよく載っておりますけれども、ただそれは書面上のことでございますが、かなり懸念されることも多くありますし、さらに一番問題なのは、その経費の面を突き詰

めて言うわけではないのですけれども、トータル計算の中からプラスアルファで出したというような計算方式なのか、あるいはこの行政内部で指定管理として出すために、やはりその職員間の中でどれだけの削減、あるいは改良点などを検討されてここに出してきたのかが一番の問題だと思うのです。ですから、今後においてこれがやはり人口の多い、あるいは指定管理者となるべき団体についてプロの集団が多いところについては、ただいま助役の方から説明のありましたとおり、やはり向上性を持って当たられると思うのですけれども、なかなかその辺が難しいのがやはりこの人口の少ないところの課題ではないかと思うわけです。決して私は指定管理がだめだという意味ではなくて、もう少しそういった中を検討、改良されて出された方がいいのかなと思うわけです。ですから、今回全国どこへ行っても指定管理者制度というのが、こういった言葉を使うと非常に問題でしょうけれども、流行のように指定管理者にすると何でも問題点が丸くおさまるような流れにとらわれても仕方がないようなところもあるわけです。そういった中で今後についてもそういった形の中で広くやっていくのか、それから前段で申し上げたとおり、この指定管理者制度を提出するまでにどれだけの検討をなされたか、その辺について確認をしておきたいと思います。

◇議 長 助役。

◇濱名助役 各自治体におきます公の施設、これは人口の多い少ないにかかわらず公の施設というものは存在をするかと考えてございます。その中にあって受け手と申しますか、それを受けてやる業の方がいらっしゃるということになると、その辺やはり小さな自治体、小さなまちということになれば多少の問題が発生をすることがあるかと思っています。ただ、各自治体の中にある公の施設、これはそこそこやはり同じ規模、同じ内容と申しますか、それは違いがあったにしても、それに係る費用はやはり自治体としては当然必要な経費についてはかけていかなければならないというようなことになろうかと思っています。その中にあっていかにコストを下げていくのかというのが大きな課題でございまして、それらにつきましては町としては今までやっていたことの、やっていたといいますか、今まで行っていた内容を精査いたしまして、それらをもとに民間に委託した場合についてはどのような経費がかかっていくのかということを私どもとしては詳細に検討したつもりでございます。ただ、初年度でございまして、その辺につきましてはやはり経験のなさといいますか、そういうようなこともありまして、いかに縮減できたのかと言われますと、その辺については自信を持ってこれだけ縮減できましたというようなことはなかなか難しい面があるかと思いますが、先ほど言いましたように、でき得る限りの積算コストをもって民間委託をした方が効果的、効率的でなかろうかということで現在進めてきて提案しているわけでございます。今後も公の施設の中で現在検討していますほかにあるのかと申されますと、やはりさらに今持っている公の施設、今回は提出しておりません施設もございしますが、それらについても今後検討し、指定管理として効果があるというようなことになれば、やはりその今回提出しておりません施設についても今後検討していきたいと、指定管理者として出していきたいという考え方でございます。いずれにしましても、初年度ということもございまして、先ほどのどのぐらいの効果があるのかということにつきましては、甚だ額として申し上げられないのが残念でございまして、私どもとしては

効果があるという判断のもとに提案させていただきましたので、ご理解いただきたい
と思います。

◇深川議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第2号 指定管理者の指定についてを採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第2号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されま
した。

◎日程第6 議案第3号

◇議 長 日程第6、議案第3号 指定管理者の指定についてを議題とします。
本案の提案理由の説明を求めます。
農政課長。

◇農政課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。
6番、松岡克美議員。

◇松岡議員 1点だけお伺いしたいと思います。

きょうの議決後に選定業者さんと個別にまた当たられるだろうと思うのですが、1
月15日、産業建設常任委員会にいただいた資料の中で役場が提示している基準額と
業者側の提案額が同一金額ということであります。これは、同一金額であってもいい
と、あくまでも提案でありますから、いいということでありますけれども、前段の図
書館も、それから研修会館も同じなのですから、まるっきり同じ金額なのです。
先ほど助役言われたように、指定管理者の考え方の中で、これ条例にもうたっていま
すけれども、公の施設の適切な維持管理及び管理に係る経費の縮減が図られるものだ
ろうという中では、今後議決をした後の作業になると思いますけれども、数字の詰め
を、僕は同額、ここ詰めだと思いますけれども、同額でそのままいいという考えには
ならないというふうに実は思っていますので、その辺今後確定業者さんとどのような
詰めをされるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

それと、これは町長にお伺いしたいのですが、この夢の樹さんについては前段町の福祉寮を無償でお貸しするときに役員構成上問題があるという指摘があって精査されたと。その後、あのときの議員協議会の中 devenir べく多くの女満別の方にも役員になっていただいて事業に参加をしていただきたいというようなことが以前の無償で貸し付けする段にあったかと思うのですが、この私どももいただいた資料を見ますと、11名役員おられるのですが、町内の方2名しか実はおられないのです。その辺どういう働きかけなり動きをされたのか、その点についてもちょっとお伺いをしたいと思います。町長の方にお伺いしたいと思います。まず、1点目。

◇議 長 農政課長。

◇農政課長 ただいまご質問のございました内容でございます。提案額の関係につきましては、こちらの方から19年から24年までの5年間ということでそれぞれ上限額ということで示しをさせていただいております。要項の中では、この上限額を超える提案については失格ということになってございます。それで、本来的には入札あるいは見積もりというようなことで考えれば、上限額が決まっていて、それに企業努力ということでのある程度下回った形の中で提案ということも当然考えられるのかもしれませんが、今回の提案の夢の樹の部分につきましては他に指定管理の類似施設がないというようなこともございますし、あるいは他に応募をいただいた業者の部分についてはいろいろな委託管理の関係等を受けていると、そういう部分で人のローテーション等でいろいろとやりくりをしながら経費の節減を図れるというような状況もあるかと思います。今回の夢の樹につきましては、いろいろな管理以外の部分で実施事業の関係ですとか、あるいはいろんな提案等もいただいていると、そういうようなものを積み上げて最終的に経費節減を図りながら、なおかつ今回の上限額をもとにしながら算定をしたというような状況になっているかと思います。そういう部分で提案額の部分とこちらの方から示した基準額、これが同額という部分については大きな問題はないかというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時56分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
町長。

◇町 長 過去に旧老人福祉寮であった施設について、今回指定管理で上がっておりますNPO法人に無償で貸し付けをするということがありました。そのときこの団体の活動拠点については網走市にあるということではありましたが、町内の方々も広く利用しているということから、その役員構成の中に本町、当時の女満別町、現在で言えば大空町でありますけれども、の方々にも広く参加をしていただきたいということで、私の方からも過去にこの代表と直接お会いをして要請をした経過にございま

す。現在11名中2名ということでありますけれども、その趣旨については十分お話をさせていただきました。また、その役員になっていらっしゃる方、当時いろいろな立場の方々がいらっしゃいましたけれども、そういった方々のあり方についても内部で検討され、そしてその整理をした中で現況2名ということでありますけれども、現実にあそこで活動していることで町内のご利用者の方々もふえてきているというふうに思いますので、今後そういったことも含めて、さらに今回の関係決まりましたならば、改めて懇談する機会を設けさせていただいて、そういった旨の発言、議会の中でのご議論があったということを伝えながら、その法人との考え方をこれからお互いに構築をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇松岡議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第3号 指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第3号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時09分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 議案第4号

◇議 長 日程第7、議案第4号 指定管理者の指定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
恩田ひがしもと乳酪館長。

◇ひがしもと乳酪館長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。ありませんか。
12番、小島一弘議員。

◇小島議員 それぞれ指定管理者の案件が出されております。議決をした上で厚生文教常任委員会の所管の案件でないところにぼちぼち入ってまいりました。私といたしましては、このひがしもこと乳酪館の指定管理者のあり方について、果たしてこれによろしいのかなという考え方を持っているわけでありますけれども、意見ということではありません。この内部で産業開発公社を指定するという選定委員会のお考え方にも関係するのかなと思いますけれども、選定というのは出されてから考えるのでしょうかけれども、私どもが東藻琴地域のことを十分にわかっていないことももちろんあるわけでありますけれども、過去の経緯はどうなっているのかなと思うわけであります。と申し上げますのは、委託の関係でいうと、職員の身分の問題も含めて、後から出てくる温泉管理公社の職員になっているという経緯があらうかと思ひます、合併直後の整理の仕方として。そういうことが内部でどのように検討されて、後から出る温泉公社の方に、株式会社の方になぜ出すような方向にならなかったのかという経緯を、今まで経緯、いろいろなこと、私もわからぬことがございますので、この際明らかにしていただきたいと、このように思ひます。

◇議 長 助役。

◇八重樫助役 乳酪館の経緯につきましては、昭和56年に余乳対策ということで北海道が進めてございました一村一品運動、どさんこ産業ということがございまして、ということで地域活性化を目的に乳製品の開発研究を進めました。それで、ある程度カマンベールチーズという商品化がなされまして、57年に北海道の補助金を受けまして乳製品加工研究所を設立しまして、主に東急系統で販売をしております。そして、その拡大を図るため、平成8年に現在の乳酪館を設置しまして、運営しております。この間、当初は直営の職員で運営をしておりましたが、平成8年、東藻琴村公共施設管理公社という100%の民法上の法人を設立しまして、そこから職員の派遣を受けまして製造を行ってきたというような経緯でございます。

それで、昨年の3月31日の合併時点でこの公共施設管理公社を解散するということになりましたものですから、その職員の身分等の関係をどうするかということでございまして、この関係については合併調整の中でもかなり協議はなされましたけれども、最終的には藻琴山温泉管理公社が全員を身分等も引き受けるということになりまして、現在藻琴山温泉管理公社の職員ということでございます。しかし、藻琴山温泉公社の会社の設立の目的は、藻琴山温泉の周辺の整備、あるいは観光振興ということが大目的でございまして、この1年間、約1年10カ月ぐらい経過してございまして、運営している中でやはり販売のノウハウ等が温泉管理公社には持ち合わせていないということでございまして、多分現在のままでは赤字が見込まれるということでございます。したがって、今後の乳製品の製造、販売につきましては、そのノウハウを持っているめまんべつ産業開発公社が一番適任かと思われまして、今回こういうことで指定管理者の指定を行ったということでございますので、ご理解をお願いいたします。

失礼しました。現在の藻琴山温泉管理公社の職員につきましても、引き続き今回受けましますめまんべつ産業開発公社の方に身分をそのままにして引き受けてもらうことに

してございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 助役さんから答弁いただいたのですが、何か答弁をお聞きすると、後からの問題にもちょっと関係するのですが、温泉管理公社、株式会社の目的に合致しないというような趣旨の発言もあったのですが、ここに私手元に持っている文書によると、この会社の目的は網走郡大空町から委託を受けた公園、遊園地、遊技場等及び農畜産物加工研究などの施設の管理運営に関する業務と、こうやってうたっているはずなのであります。3番目にも、2番は省略しますが、農畜産物の生産加工及び販売に関する業務と、あと山菜とか水産物とかいろいろ出ておるのですが、今の八重樫助役の答弁だと、芝桜公園の管理を専らする会社だから、なじまないから、恐らく得意な分野であろう、女満別における過去の経緯も含めて産業開発公社の方に受託してもらった方がいいのではないかという、こういう論法なのですが、必ずしもこの会社の目的からいうと、今の答弁と違うように思うのでありますけれども、その辺の整理をもう一度、大変申しわけないのですが、お聞かせを願いたいと思います。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時20分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
助役。

◇八重樫助役 ご指摘のとおりのような定款になってございます。それで、先ほど言いました乳製品の販売に関する事項につきましては、最終的には乳酪館を引き受けるために会社の定款を変更したということが事実でございます。
以上でございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 ありがとうございます。いい答弁をいただきました。

だとすれば、私が先ほど来質疑をしている、なぜめまんべつ産業開発公社、財団法人の方にこの乳酪館の指定管理に相当するのが正しいという判断をされたのかという経緯がよくわかりかねるということを申し上げているわけです。今の答弁であれば、乳酪館のあり方と現在持っている株式会社藻琴山温泉管理公社との存立の問題との兼ね合いも含めて、整理がされていないという印象を受けましたけれども、町長、ちょっと一言お願いいたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 助役が先ほど申しましたように、農畜産物の加工品等を製造、生産をして、それを販売していくというところでどういったところが一番ふさわしいかということかというふうに思います。過去合併の協議などについてもこういった関係する施設等、業務委託に出している施設等について、合併の時点でどこが適切かということで、そのときにも協議をいたしました。その折にも協議の中においては、その当時のめまんべつ産業開発公社に製造、また販売を委託していくことが今後将来を考えたときに有効ではないかというような考え方もありながら、議論を進めてきました。しかし、その当時産業開発公社が受け皿になり得るかどうかなというふうなことでいろいろ協議をいたしましたけれども、関係する、関係するといひましようか、この公社の方においてもまだ十分準備が整わないというふうな考え方もあり、そのほかの業務の関係もあり、そのときには受けるというふうなところには至りませんでした。結果といたしまして、その乳酪館の製造部門等についてどこに委託をしていこうかという中で、東藻琴村の温泉管理公社の方に委託をしていこうという経過がございまして、そこで決まりました。しかし、今現在改めて指定管理者制度という中で、その協議から約1年近くがたった中で、本来将来を考えたときにどこが一番この施設を有効に活用し、町民の本来の目的のところを達し得るかということを考えてときに、そういった製造品、乳製品、畜製品というのは今までありませんけれども、そういった製造、さらには今までの販売ツールというのでしょうか、そういったものを持ち得ている産業開発公社が最も適しているのではないかなというふうな判断の中で今回の指名、そして指定管理者の提案ということになったというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 大変苦しい答弁をいただいたのですが、はっきり申し上げて、産業開発公社も初期のつくったときの目的等々とあわせて考えますと、かなり肥大化もしているという声もいろいろと各方面から出てきている状況下でございます。現時点でやむを得ず判断としてこうするというで進めておられるようですが、この辺のバランスなども相当程度考えていかなければいけないと思うのですが、町長まで答弁してもらったのですから、私がこれ以上言うと質疑にならなくなってしまいますので、いろいろ問題点を感じるというふうに思いますので、この点についてせつかく説明員が来ているのに恩田さんの方からは現場の担当としてのお声が聞こえてきませんので、ひとつ現場としてはどう考えているのかなということでお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 乳酪館長。

◇ひがしもこと乳酪館長 ただいまの質問でございますが、先ほど来町長の方からも答弁があったわけでございますが、乳酪館の乳製品につきましては町の代表的な特産品として開発をされたわけでございます。町のPR、酪農の振興、商工の振興に役割を果たしてきたところでございますが、一方町内におきましてめまんべつ産業開発公社という乳酪館と同じく目的を持って研究開発、それから特産品の開発等を行っている施設でございますので、現在乳酪館の製造部門につきましては、先ほど来申し上げてい

るとおり、製造部門につきましては藻琴山温泉管理公社に委託をしているところでございまして、町内には同じような目的を持った施設が2カ所になるわけでございまして、できればそういう同じ目的を持った施設につきましては一本化した方がお互いの技術のノウハウ等を生かしていけるのではないかなというふうな考えもあろうかと思えます。そういうふうなことで二つが一本化することによって効率的な管理運営、それから経費の削減ができるのではないかなというふうなことで、今回めまんべつ産業開発公社ということがよりマッチしているという考えでございします。

◇議 長 町長。

◇町 長 各第三セクターというのでしょうか、そういうものの設立の経緯というものはその時代、またそのときの必要性に応じていろいろありながら設立がされてきた経過にあらうかと思えます。それは、私が思いますには、例えば行政内部で行っているいろいろな事務事業、そういったものを民間にお願いをしていくと、ただ先ほど深川議員からのご指摘もあったように、その受け皿となり得る地域の民間の企業の方々がまだ少ないような状況においては、過去において第三セクターを設立し、そこに業務委託というような形で現場を担っていただいたというような関係があらうかというふうに思っております。しかし、時代とともにそういう中で本来の民間企業の方々の活動というものがしっかりできてきている部分においては、第三セクターが担ってきた役割というものも変わりつつあるのではないかなというふうにも思えます。国は、民間でできることは民間でということで、行政内部から民間に仕事を移管するということが基本的な考え方を持っているようでありますけれども、町とすれば、即そのまま民間にいく場合と、一度第三セクターなどにお願いをしながら、受け皿としてしっかりとしたものができる、その状況を見きわめながら、さらに第三セクターから本来の民間活動に移行していくというような二つのルートがあるのではないかと、私はそんなふうに考えてございします。そういった意味から、今後その第三セクターが担っている今の事務事業のあり方ということも十分検討して、行政と同じようにご検討いただく必要があるのではないかと。出資をしている側の方からもそういった旨の考え方を持っているということでお伝えをしながら、今後そういった精査に当たってまいりたいというふうに私も考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 ありがとうございます。確認だけ、最後に一つだけお尋ねしておきたいと思えます。

今の答弁でよろしかろうと思うのですが、産業開発公社に関しても将来つくられたときのいきさつと今の状態とをあわせて考えて、財団の産業開発公社自体も本当の意味で民間に移行するための指導を町長みずからやっていただけというニュアンスを受けとめましたので、私としてはこれ以上質疑をする必要はありませんので、終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほど役員については早期に引き揚げを考えながら検討していくということではありますけれども、いずれにしても町とのかかわり合いがなくなるわけではございませんので、町の立場として町が進める方向性については十分協議をしながら、先ほど私が申しました方向性になり得るように協議を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第4号 指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第4号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

◇議 長 日程第8、議案第5号 指定管理者の指定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
内藤商工観光課長。

◇商工観光課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第5号 指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第5号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されま

した。

◎日程第9 議案第6号

- ◇議長 日程第9、議案第6号 指定管理者の指定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
伊藤産業振興課長。

◇産業振興課長 (提案理由説明)

- ◇議長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
11番、勝田鉄城議員。

- ◇勝田議員 今まで指定管理のずっときていろいろあったのですが、全体を通してですけども、この指定管理の目的が管理経費の節減ですとかサービスの向上ということがうたわれておったのですが、これを聞きますと一見相反するようなことではないのかなというふうに感じます。先ほど管理経費の節減はどのぐらいあるのだということので、深川議員から質疑があったのですが、濱名助役はそう感じられるというようなことで、実際の金額というのはどのぐらいかわからないということなのでしょうけれども、私たちにしてみますと一体これがどのぐらいの経費節減になったかというのが額としてわからないと町民に説明はできないと、感じだけでは説明できないということがありますので、初めてのケースだとはいえ基準額を決めたのは根拠があると思います。その根拠に従って受けていただいた金額はどれだけ経費節減になるのかというのがあるべきだというふうに思いますので、その金額を出せないといいながら出していただきたいというふうに私は思っております。

それから、もう一つは、サービスの向上ということなのですが、裏を返せば官がやるとサービスが行き届かなかったというふうにもとれるかと思いますが、そういうふうにとらないで、さらにサービスの向上を、民に任せて向上を図っていくということでしょうけれども。では、受けていただく指定管理者にどのような内容でサービスを向上していくのかというのが、要するに協定を結ぶときに協定書が存在するのではないのかなというふうに思います。町がたがをはめてしまって、これもだめだよ、あれもだめだよということではなかなか管理者がサービスの向上もできないのではないのかなというふうに考えます。そういうことも考えまして、このサービスの向上に対する協定書の中身というのが私は知りたいなというふうに思っておりますけれども、その2点をお聞きしたいと思います。

- ◇議長 長 暫時休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時43分

- ◇議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
助役。

◇八重樫助役 まず、藻琴山温泉管理公社の施設の関係でございますけれども、この関係につきましては従来から町の方で予算措置等をしてございません。ただし、火災保険料につきましては、町の方で加入してございますものですから、その分の負担はございます。したがって、今回指定管理しましても、もともと火災保険料以外は委託料として受けていないものですから、今回も指定料ということで入ってございませんので、管理してもプラス・マイナス・ゼロということでございます。よろしいですか。

◇議 長 助役。

◇濱名助役 先ほど私の答弁の中でコスト減になるかどうか現在のところわかりませんというような受けとめ方をされたのではなかろうかと思いますが、この件の議案6号にかかわらず、ほかの指定管理料もすべてそうなのですが、直営で現在まで行っていた中におきまして職員がそれにかかわっていた経費というのがございます。その職員がかかわっていた経費は、直接その事業に対して計算できないような状況がございます。それは、やはり受け付けとかそれぞれもろもろの事務手続を行っていたのが現職員であったということもございまして、それらが指定管理に移行になって、それらが現実にはその職員の金額がどの程度になるのかというのが不明であるというようなことから、抽象的ではございますけれども、その額については現在算出することについて難しさがあるということでお答えしたつもりでございます。したがって、職員がかかっていた経費、それをその職員の時間あたりに換算して出せば、根拠としてはある程度近い数字が出ようかと思いますが、そういうような意味合いから私は直接その額についてどの程度縮減できるのかということについてお答えできなかった一つの理由でございます。

それから、サービスの向上、指定管理を出すことによってサービスの向上を図る、これは大前提でございまして、これらにつきましては指定管理を受けた指定管理者と、それから発注元であります私どもとで必ずサービス向上に努めるというようなことでそれぞれ協定書を取り交わしながら、発注をしたから私どもとしては腰が引けて、それをお任せ完全にするのだということではない考え方でございます。ともにそれらについては協定書の中身にもうたいますし、私どもとしましてもそれらにかかわっていったサービスの向上に今後も努めていくという考え方には変わりはないので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 11番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 藻琴山温泉管理公社ですか、これについては株式会社ですね、ゼロという回答ですけれども、それから濱名助役の件に関しましてはその職員の分はなかなか計算しにくいということなのですが、そういうことだと私も思いますけれども、しからば質疑がちょっと外れてしまうかもしれませんが、その職員の余ったといいますが、余ったという表現はいけませんが、職員が手がかからなかった分は、ではどうしていくのだというのはまたこれからの問題かというふうに思っておりますけれども。

次、サービスの向上の協定書はこれから結ぶということですが、これやほりなければ私たちも判断するのも、要するに決まってしまっからいろいろ町民に言われると非常に困ることが私たちもあるのです。こういう部分はあのときにどうなったのだと、3年、5年固定してしまうわけですから、その協定書が毎年変わっていくということであれば問題はありませんけれども、もしそれすらも3年なり5年固定してしまうということになると、私たちも今かかわっておきたいということがあるものですから、どうでしょうかねというふうに質疑したわけです。

昔、もう大分前になるのですが、ある外務大臣がある人に、任命権者にスカートを踏まれて後ろを振り返ってみると、ライオンのような総理大臣が、後ろから任命権者がスカートを踏んでおったと、これでは一生懸命やれといっても前へ進めないということで辞任した女性の外務大臣がおりますけれども、これと似たようなもので、町が一生懸命やれ、やれという、サービス向上しろといってもたがをはめ過ぎたのではできないということもあると思いますので、そういうことも考えれば協定書も私たちは見ておきたいなという思いがあるわけです。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時45分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
助役。

◇濱名助役 同じような答弁になろうかと思いますが、サービスの向上、これにつきましてはやはり指定管理者に発注してからすべてその期間中固定ではないということをもまずご理解いただきたいと思います。3年間なら3年間の指定管理期間中にやはりサービス向上についての疑念だとか、それから余りサービス向上が図られないようなことがなれば、その時点でもってやはりその都度、その都度改善をしていかなければならないと考えます。ですから、最初の協定書がすべて固定であるというようなことではないということをご理解をまずいただきたいと思います。

それから、サービス向上のその辺につきましては、協定に結ぶものと、それから結ばなくても当然やっていけるものというのが必然的に起こり得るかだと思います。そういうようなことに対しましても、やはり指定管理者との協議、話し合いといいますか、それらを並行してやっていかなければならないという考え方を常に私ども持っておりますので、その辺についてご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 11番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 議長、これ決まってから後ほどでも、その協定書を交わした後でも私たちに資料を提示していただければというふうに私は思っておりますので、この辺で終わりたいと思います。

◇議 長 助役。

◇濱名助役 それら指定管理者との協定を結んだ後の中身につきましては、別段隠し立てといえますか、それらについてはするようなものでもございませんので、それにつきましては議会の協議の中におきましてそれはやはり必要かと思っておりますので、それについては提出といえますか、ごらんいただくのはやぶさかではございませんので、その辺につきましては配慮してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

◇議 長 そのほか。

12番、小島一弘議員。

◇小島議員 今回の指定管理者制度の議決の案件の中で一番問題があつて大変なところがこれだというふうに私は実は思つて質問をさせていただきたいのですが、伊藤課長も恐らく株式会社藻琴山温泉管理公社の間違ひでなければ取締役ですよ。担当課長が、この案件の説明をする人がこの会社の取締役、言うまでもなく助役さんも社長と。これだけで驚くのは余り、ほかの議員さんは知っているのだらうと思うのですが、指定管理者の選定委員会の中にこの会社の取締役が選定委員の中からいうと3名ほど、竹内委員長と皆川課長と田端課長が入っていると。こんなことまでして指定管理の案件として提出する理由があるのかなと僕は思うのです。これは、直営でやっても何もおかしくない内容です。先ほどの議決で答弁があつたように、乳酪館の職員については産業開発公社の方で引き取っていただくと。この会社は、私が手元に持っている、実質8名ですね、8名の取締役が全部課長職ですから、こんなことで何でわざわざ公社を、経緯は先ほどの説明でわかっておりますが、今回の出し方を指定管理者制度をわざわざ使つてやっているのかと。しかも、選定委員会のメンバーの中に取締役が3人名前を連ねていると。聞けば、指定管理者選定委員会を開催したときに関係者は除斥したというふうに漏れ聞いております。職務代理者がそうやったのでしょうから、職務代理者はそこに総務課長もおられるわけですから、内容があればさまざまにお答えが願えるものと思うのですけれども、こういう取り扱いに対する考え方、この案件を出す、基本的なところからひとつお聞かせを、まず伊藤課長、自分のことですから、あなたは説明員であつて、同時にこの指定管理制度を使って出す業者の取締役です。どう思われています。

◇議 長 ここで昼食のため休憩に入りたいと思います。

それで、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第6号、議事を続けます。

伊藤産業振興課長。

◇産業振興課長 それでは、小島議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

その中で、なぜ藻琴山温泉管理公社に指定ということだと思いますけれども、その内容だと思いますけれども、ご存じのとおり指定管理者制度につきましては、平成15年の9月に地方自治法の一部改正の法律が施行されまして、昨年平成18年9月1日から指定管理者制度に移行しなければならないという改正がございました。その内容につきましては、旧法の地方自治法の244条ですけれども、その条項には公の施設については管理業務委託をすることができるという規定を指定管理者制度に移行するという内容でございます。藻琴山温泉の芝桜公園につきましては、管理業務委託を既に実施をしております、進めておりました。その関係で今回地方自治法の改正によりまして指定管理者に移行しなければならないということで、その管理業務委託を指定管理者に移行することが基本となっております。その管理業務委託につきましては、今回の指定管理者の内容とほぼ同様の内容でございます。収入につきましても以前から藻琴山温泉管理公社の収入として公園の運営に当たるということになっておりましたし、維持管理についてもそれぞれ藻琴山温泉管理公社で実施をしていたということで、何ら今回の指定管理者の移行に関しまして内容的には同じであるということで、今回については法律の改正によりまして指定管理者に移行するという内容でございます。それで、提案説明の中にも申しましたが、なぜ藻琴山温泉管理公社かということになりますと、この藻琴山温泉管理公社につきましては芝桜公園を管理するために設立をされております。昭和55年に藻琴山温泉管理公社が設立されておりますけれども、その間公社において委託を実施しております。設立の目的がその管理のためということもありますので、そういうことで説明をさせていただきました。また、芝桜公園の管理につきまして、これまで蓄積されてきました管理方法、適期のシバザクラへの施肥だとか、病害虫の駆除だとか、あとシバザクラの管理、植えかえ、計画的に適正に管理をしているという状況もございます。そういう関係から設立目的、それからそれぞれのノウハウということがございますので、今回藻琴山温泉管理公社に指名をさせていただいたというものでございます。いずれにいたしましても、目的自体がそういう目的で設立されておりますので、今回指名をさせていただいたということでございます。

指名に関しては以上でございます。よろしくお願いいたします。

◇議 長 企画課長。

◇企画課長 それでは、私の方から、先ほど選定委員会の経過ということでご質問がありましたが、先ほど申されましたように、役員がこの委員会に2名入っているということでございまして、除斥をして審査をさせていただいたということでございます。あくまでも選定委員会におきましては、条例の第4条に選定基準というものがございします。この基準に基づいて、先ほど産業振興課長の方からもあったように、指定申請が上がったということで審査をさせていただいたということで、町長に意見を述べさせていただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 お答えをいただいたのですが、伊藤課長の方からお答えがあった中身については、経緯として受けるべき主体である株式会社藻琴山温泉管理公社そのものが芝桜公園を管理するために設立されたというふうにお話がありましたし、この指定管理制度の中でも施設として管理する対象として宿泊施設その他も入っているわけですから、そういうことで進めているのでしょうけれども、先ほどの案件の中で社長である八重樫助役の方からお答えいただいた中身については、この会社の性格からいったら芝桜公園以外のこともできることになっているという問題もありますから、経緯は経緯としてわかるのですが、私が申し上げたいのは、趣旨がうまく通っていないのであればもう一度再説をいたしますけれども、選定委員会にもダブリ、しかも説明員も会社の取締役になっているような形での整理の仕方は、町民の皆さんから見て果たして、東藻琴の住民の皆さんは経緯を知っているから納得するのかも、もしかしたらそうかもしれませんが、そういう経緯を知らない女満別側の住民から見ると、何か奇異に映るということがあると思うのです。この辺の配慮が、ちょっとこういう仕組みで出すというあり方について、やはりもう一度検討することが必要だったのではないかなという考え方が出てきますので、私が先ほど来申し上げているように、なぜ直営ではできなかったのかというあたりの問題については、いろいろ整理しなければならない課題もあるのでしょうけれども、あえて指定管理者制度をもって、経緯からいうと委託を受けた経緯があって、自治法の改正で指定管理者で対応するということが唯一の選択肢であるかのように、話が答弁として出てくるわけですが、そこで見直してどうするかという考え方については内部で十分議論を恐らくしたのだと思うのです。そう思われますので、その辺の経緯が見えてこない。それ以外にはないというふうにお考えになって内部議論を続けてこられたのか、選定委員会というものを立ち上げたのであれば、その選定委員会の中でも当然そういう話がしかるべくして出てこなければいけない内容ではないのかなというふうに私などは考えるのですが、そのことについても選定委員会の内部でどんな議論がされたのか、先ほど私があえて触れましたように、関係者は除斥してやったから公正にやっただと、こういうことを川口課長は話を答弁としてしたいのだろうと思うのですが、その中身の議論をつまびらかにやはりしていただきたいなど、このように考えるところでございますので、再度お話を、必要であれば本件の社長である八重樫助役からもお答えいただければ、なおありがたいと、このように思う次第です。

◇議 長 助役。

◇八重樫助役 私としては、助役としての立場で答弁させていただきたいと思っておりますけれども、おっしゃるとおり内容についてはやはり不合理な部分もかなりあるかと存じます。それで、この指定を受けた後、この３年間でその不合理な部分についても合理的にするように検討をしてまいりたいということで考えてございますので、よろしくお願いしたいと存じます。

◇議 長 １２番、小島一弘議員。

◇小島議員　そういうふうに答弁されれば、私も基本的な方向性ではやむを得ず了承せざるを得ないと実は考えているわけでありますけれども、その中身が抽象的なお話ではだめなので、先ほど来町長の方からもお話が出ていますよね、第三セクターのあり方の問題だとか、それから役員構成の問題、その他について、今現在この時点で詳しい具体的な内容までは触れるのははばかるところであろうと推察されますけれども、方向性だけはもう一度、今の答弁でちょっと足りないなというふうに思われる内容を、具体的に言うと、先ほど来町長の方からも答弁あって、特別職その他については、これは引き上げたいと、こういう趣旨の答弁がほかの案件ではあったように私は解釈いたしておりますので、この株式会社についてもほかの財団だとかその他のものと違って全員が役場の管理職で占められている会社でございまして、このことについてどんなふうにしていくのかなというのはちょっとよく見えないところでもありますので、ちょっと骨格だけ示していただければよかろうかなと、このように思いますので、今後の課題というところを、合理的に解決する課題。

もう一つ、選定委員会のあり方についても、ちょっと後からの評価にもタッチするのではないかと、先ほど来同僚議員の答弁で聞いていると、選定委員会は事後的な評価も当たるのではないかなというふうに受け取られるようなニュアンスもあったように思うのですが、誤解でなければその辺の整理も含めて、選定委員会のあり方も含めてお答え願いたいと、このように思います。

◇議　　長　企画課長。

◇企画課長　選定委員会としての評価ということで、候補者の指名に当たっては町長は選定委員会の意見を聞くというような中で、その意見を受けて指定管理者の候補者を議会に提出するということになってございます。当然、指名するに当たっての評価を先ほど言いました基準に基づいて行っているということもございます。そういう中で、先ほども申しましたように、実績報告書をいただいたり等々しながらその管理運営状況を把握していくと。そのような中では、当初の選定に当たった基準、選定基準に基づきながら、またその後の評価も選定委員会としてしていくことがよりこの制度を充実させていけるというものに、そして住民の方のご意向にも沿えるのかなというふうに考えているところでございます。

そういうことで答弁をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◇議　　長　町長。

◇町　　長　その会社の体制についてどうかということであります。先ほどの前の号の議案について、私、財団法人女満別青少年育成事業協会と産業開発公社についてはあえて名前を挙げて言及をさせていただきました。役員を町職員が兼ねているという点では、似通ったといいましょうか、同じ形態というふうにもとらえられますけれども、今回のこの管理公社の場合には全員が役場の、町の職員ということで、その取り扱いというものは、見方というものは先ほどの2例の財団とは少し異なるのではないかなというふうに思っております。そういった中でこの財団といいましょうか、公社が設立

された経過、さらにはその後現在の形になってきた経緯というものもあるかと思えます。この点については、今回のような指定管理者制度を導入するに当たり、非常に疑念を抱かれるような、そういうおそれのある部分、また体制として本当にいいのかどうかということもありますし、先ほど言った過去の経緯の部分もあります。正直申し上げまして、今基本的な考え方は先ほど答弁をしたとおりではありますけれども、過去の経緯も踏まえて、十分これは多くの方から意見を聞いて、そしてどういった体制が本当にいいのかどうかということを議論していかなければならないと、そんなふうに思っています。ですので、今そのまだ議論が十分でない中でその方向性を十分お示しは難しい部分がありますけれども、ただ、今の体制が多くの方に認知をされてあるということではないということでもありますので、そのところはしっかりと払拭できるように議論を高めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。よろしくお願いします。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 町長からは苦しい答弁をいただいたし、基本的には了としたいと最終的には思っているのですが、ただ川口課長、選定委員会を事後評価もやるのだということであれば、これからの持ち方で組みかえるか何かをして、当然その対象の会社の取締役が選定委員会を兼任するというのは、私は好ましくないと思っているわけでありまして、たとえ除斥するとしたとしても、除斥するような者を入れてもまた選定委員会として果たして機能としていいのかという問題も出てくると思うので、先ほどの答弁だけではちょっと、今後はそこを検討するということであれば理解ができないわけではないのですが、その辺がちょっと、もう一度尋ねたいという趣旨になりますし、町長の方からは過去の経緯やいろんなこともあるから、この体制について十分に考えて、いろんな人の意見を聞いて考えて、今後何とか方法を講じていきたいと、今は詳しいことは言えないということでもありますから、その事情もよくわかりますので、できたらやはりだれから見てもわかりやすく、責任の所在が明確であり、なおかつ疑念がないという体制で指定管理者制度というのはやっぱりとり行われるべきであろうと思えますので、その辺については先ほどの答弁でよろしかろうとは思いますが、真意は伝わっておりますので、最後には先ほど言った部分だけお答えいただいて、終わりたいと思います。

◇議 長 助役。

◇濱名助役 選定基準における評価の時点におきます役員が入っているというようなことにつきましては、やはり好ましくない状況であるということに認識は変わりはありませんので、今後そういう作業に入った段階におきましては、それらについては除斥なのか、当初からその場においては同室しないのか、その辺も含めて今後検討していきたいと思えますので、よろしくお願いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 選定委員会の委員につきましては、私が指名をするということでありまけれども、それは町が指名をするということでありま。今回いただいた議論の中でそういうことに対する疑問ということのお話がございますので、そういったものは明らかにしながら、公明正大の中で議論ができる環境というものを私なりに考えてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 質疑ありませんか、ほかに。
7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 基本的なことでちょっと確認の意味でお伺いしておきたいのですが、指定管理として委託する期間を3年というふうに決めております。今までの議案の中では5年という部分もありましたし、その期間の設定の根拠をまず確認をしておきたいと思ひます。

それと、もう一点は、それぞれの所管、今回議案として6件、9月にも2件出ております。指定管理者として管理運営を委託する施設がふえてまいりますが、この後のその期間内での苦情処理といひますか、何か不都合が出たときのその処理の方法について、最終的には企画の方で選定委員会を設けて、それと所管課でいろいろと業務を分担してやっているわけなのですが、今後の事務処理の方法として、施設を一本にまとめてどこか一つの課が担当するのひ、それぞれの所管、今までの所管していた課がそれぞれの指定管理者の部分をも管していくのひ、今後の進め方についてちょっとお伺いしておきたいと思ひます。

◇議 長 企画課長。

◇企画課長 まず、指定期間の考え方でございます。4点ございます。まず、1点目が管理内容が維持管理が施設管理の中心業務となる施設、こちらについては3年程度ということで1点目は考えてございます。それから、人的サービス、事業企画など事業実施の成果を検証するために一定期間が必要だと、こういうような施設については5年程度の期間ということで、基本的には福祉施設等が近隣の町村ではこの5年程度と、それ以上のところもござひますが、この程度ということで考えてございます。それから、三つ目につきましては、現に公益法人等に管理の委託を行っている施設、こちらについて引き続き指定管理者に指定するという場合については4年程度と。原則この三つでござひますが、もう一点としては、上記以外で施設に合理的な理由があるということについては別途定めるということで4点、これが指定期間の考え方ということでござひます。

それから、もう一点の苦情処理につきましては、今施設の所管はそれぞれの担当課ということになってござひますので、基本的にはそれぞれの所管課に対応していただくと。ただ、その中でも施設上で共通の課題等が出てきた場合については、総合調整的な事務を企画が扱っているということもござひますので、そういう場合については企画が窓口となりながら基本的な処理に当たりたいと、こう考えてござひますので、

よろしくお願いいたします。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 お答えをいただきました。これからますます行政経費の削減ですとか、そういったものも目的の中での指定管理者制度への移行ということでございます。そういうことになれば、庁舎内での仕事の分担としてはまことにわかりやすくいいのかもしれないのですが、実際住民として利用する側として見れば、やはり役場のどこの担当かというのはなかなかわかりづらいものもありますし、不特定多数の方の利用する施設もあります。そういったところで行政としてわかりやすい対応をするためには、やはりそういったものをある程度一本化といいますか、集約した中で進めていかれるのがいいのではないかというふうに考えているところです。行政の中身での仕事の都合は、必ずしも住民のサービスというか、わかりやすさにはつながらないところもありますので、その辺もこれからまだ出てくると思います、指定管理者ということについては。そういったことも考え合わせながら、これからの指定管理者制度の運用に努めていていただきたいというふうに希望しますので、申し上げておきたいと思います。

◇議 長 助役。

◇濱名助役 議員の今の質問につきましては、確かにわかりやすい対応をするためには一元化も必要かということでございますが、確かにそのとおりだとは思いますが。ただ、現在の所属する対象施設、それらはそれぞれの所属課において管理をされているというようなこともございまして、住民側から見て果たしてそれら一元化、または集約化することによってそれが住民の利便性につながるのかというようなことになるかということも踏まえて検討しなければならないかと思います。ただ、現時点におきましては、先ほど申しました所管課が管理している施設ということで、現在のところ不都合は余り出ないのではないのかなというような感じを持っているところでございます。議員のただいまの質問内容につきましては、今後それらが本当にそういう形になっていくのであれば、それらも考慮しながら検討してまいりたいと考えますので、よろしくお願いいたしますと思います。

◇坂本議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第6号 指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号

◇議 長 日程第10、議案第7号 平成18年度大空町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
大槻財政課長。

◇財政課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
9番、深川昇議員。

◇深川議員 ただいま説明の女満別空港ビル株式会社の株の取得について、ちょっと関連がございますので、若干お聞きをしたいと思います。

この株を取得することについては、異議はございませんが、今までの経過として、旧女満別町として女満別空港とのかかわりについて若干お聞きをしたいと思います。観光振興、あるいは観光の開発も関連してくるものですから、その件についてわかる範囲で結構ですので、旧女満別町といいますと空港というイメージが100%でございました。そんな中で、やはり観光、あるいはそういった別な形の中の連携としてどのように携わってきたのか説明をいただければと思いますが。

◇議 長 町長。

◇町 長 私から私の知り得る範囲で空港と旧女満別町とのかかわりということでございます。

女満別空港の前進になりますのは、昭和3年に道内で3番目に設置されました旧競馬場跡地、それが昭和6年に野付牛、今の北見市に移るということから、その跡地の利用について地域の中で模索をしていたということでもありますけれども、中央気象台の流氷観測という基地として飛行機を飛ばすためにこの地が選ばれてその旧競馬場跡地が候補として挙がったということでもあります。昭和10年3月23日に町民が見守る中初めて地域に飛行機が飛んだという経過があります。その流氷観測につきましては、昭和17年までというふうに記憶しておりますけれども、続けられましたけれども、当時の戦時下の中で軍に接収をされ改良が加えられた中で軍の飛行場として整備が進められておりましたけれども、完成を見ずに終戦を迎えたということもございます。その後米軍に接収をされ爆破等をされて使用が不可能ということでありましたけれども、朝鮮戦争の折に不時着用の飛行場として整備がされたということでご

ざいました。その後そちらの方も終わりましたけれども、地元の中では飛行場の整備についての地元の要望というものがあまして、昭和31年だったかと思いますけれども、国から払い下げを受けた中でまず一番最初は町が管理をする飛行場として認可を受けたというふうに聞いてございます。その後道に移管をして以降、北海道の管理する第三種空港としてまいったわけでありまして、当初は不定期便の運行ということが主でありましたけれども、地域の念願がかないまして定期便の就航がされる、滑走路の整備が進むということでありましたけれども、そういった中で昭和55年ぐらいから現空港への移行とジェット化という課題がありまして、そして現在の空港は昭和60年の4月に開港をしてございます。あわせて当時空港ビル株式会社が設立をされ地元自治体、さらには商工関係の方々、そういった方々から出資を募って現在の空港ビル株式会社が設立をされたというふうに聞いてございます。各管内の北網地域、さらには佐呂間町を含む市町村としては出資をしているというふうに思っております。その中で、この近隣の網走市、北見市、さらには旧女満別町、そして美幌町がその市町村としては株式の引き受けが多い市町になってございます。そんな中で、平成12年に滑走路が2,000メートルから2,500メートルに延長されるということで推移をしてございます。最高多かった時代には乗降客が年間110万人を超した時期もありましたけれども、ここ数年は減少傾向にございました。一昨年は100万人を割り込むというような状況でありましたけれども、昨年度については持ち直しをして100万人を超えるというような今状況になってございます。

また、空港ビルにつきましては昨年の3月にグランドオープンということで2回目の改築を行いまして現在の広さになっております。そんな関係から、到着ロビーが倍増したというようなこともありまして、海外からのチャーター便が昨年度から飛躍的に伸びているというような状況にございます。そんな中で、地元の自治体として今までも町が所有といいましょうか、管理の空港ではありませんけれども、そういった歴史的な経過を含めましていろんなかわり方を持ってきてございます。今回シンボルマークなども募集しますとそういった中には飛行機というようなものが多分にいろんな形で描かれてまいりますことから、町民に非常に近い存在としてあるのが空港ではないかと。これを地域の一つの財産として私どもは使っていかなければならないと、活用させていただかなければならないと、そんなふうに思っております。

そういったことから、今回の株式のお話がありましたときに地元の自治体としての責任といいましょうか、立場ということを考えながらお引き受けをさせていただきたいということになりましたので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 経過についてはよく理解をするところであります。ただ、問題といたしまして確かに町のものではございませんので、そこまで介入すべきかどうかということは別といたしまして、関連するかかわり方がもう一歩進んだ方がやはり観光の面、あるいは観光開発、情報発信からとしても、もう少し前向きに取り組んだ方がよろしいのではないかと。ありますよ、うちには空港がありますよという形の中で終わらせるのではなく、ただちょっと若干質問の趣旨とずれるかもしれませんが、合併をして1年を経過しようとしておりますけれども、旧東藻琴村としては前段で出ました芝

桜公園がございます。そういった中で、やはり全国規模で知名度を上げる、知名度というものがいかに大切かということについてはあまり芳しくはありませんが、道内では夕張という、四六時中メディアに取り上げられているという、昨今では宮崎県というそういった形の中で、いい悪いは別といたしまして、やはり知名度的には上がってくるわけでございます。それと同じまねをするというわけではなくして、これから大空町としてアピールをしていく上に、やはりこの飛行場とそしてこの芝桜公園についてはこれを抜いては語られないと、このように思っているわけです。そうった中で、明るい兆しがない中で前向きな考え方がこれからできるのかどうか、町長としてその辺の考え方を再度お聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 まだまだ取り組みが不十分だということかというふうに思います。旧女満別町時代の町長といたしましても多くの町民の方から言われておりますのは、空港というその施設をいかに地域の資源として、財産として活用させていただくかということがこの地域の、またそこに所在をする市町村の大きな課題であるということを認識してございます。これが新しく大空町になりまして東藻琴地域にあります芝桜公園という大きな資源、こういったものをいかに結びつけていくのが地域の課題かということ肝に銘じながら今後も積極的に取り組んでまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 検討されるということを約束していただきまして、さらに今後も100万人を推移していくのではないかと、このように空港利用としては推移されるわけですが、ただ合併をして元気がなくなった大空町ではなく、自画自賛をするわけではなく、芝桜公園についても今大切な岐路に立っていると、このように推測いたします。それぞれやはりものの価値観については、その住民にとってかなりの温度差があるとは思いますが、見渡しますとなかなか旧女満別町の中には匹敵するだけの観光財産が少なく思われます。そんな中で、やはりお互いのいいところを取りながら、新しい素材としてはすばらしい芸能関係の方も永住をされるという、そういった形の中でここでやはりもう一步、二歩踏み込んでなるべく経費をかけない中でこの大空町をアピールしていただきたい。この空港ビルの株を取得するについては、なんら全く問題がなく、できればもう少し多く株を取得した方がよろしいのではないかと、このような考えに立っているわけでございますが、そういった中で再度町長にもう一、二歩進んで前向きに元気のある大空町づくりに語らんと融合を全面に押し出しながら情報の発信基地として空港を再度利用したいと思いますが、その辺の考えを再度お聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 大空町になって私は元気いっぱい頑張っているつもりでもございますし、し

かしはたから見るとそうでもないというようなお話の部分でもあるのかなと今質問を聞きながら反省をしていた部分でもありますけれども、先ほどから何度となく言っておりますけれども、今私ども新しい町になったときにいかにこの地域をアピールしていくかということが大切だということは予算の編成の中でも話をしておりました。逆に旧女満別町、旧東藻琴村ということの方がまだまだ道内においても名前としては売れているというような部分があります。それが大空町になってどこでしたでしょうかというようなことのないように情報発信というか、アピールということに力を入れていかなければならないのではないかとということを職員と話をしながら今編成作業を行っております。そういった中で、議員がご指摘の空港ですとかシバザクラというのは旧女満別町、旧東藻琴村を代表するまくら言葉になっているというふう思いますので、そういったものを十分活用させていただきたいというふうに思っております。

また、出資金については過去に町民の方から51%取得したらどうだというような話もありました。しかし、これは実際に発行されている株、さらにそれを現在保有されている自治体や企業の方々がいらっしゃいますので、その関係の中で適切な範囲で保有をしていかざるを得ないというふうに考えておりますけれども、今回の部分については地元としての使命というものを果たしてまいりたいということでのご提案でございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

◇深川議員 終わります。

◇議 長 ほかにありませんか。
15番、桒原達也議員。

◇桒原議員 財政の方が厳しい中、女満別空港ビル株式会社の株式の取得をするわけでありまして、先般、先ほどの説明によると、去年の3月に1.6倍の広さになったという説明があり、国際チャーター便も頻繁に来るようになったということも説明を受けました。私たちは、まちづくりの話は飲んだときだとかいろいろするわけですが、必ず先ほど言ったように、空港を含めた中で議論されるわけでありまして、道東の空の玄関としてもだんだんと発展しているわけでありまして、その中で働く人も毎年少しずつふえて、周辺も結構ふえていっているように見受けられます。2階の出発ターミナルに行くと女満別空港でありながら出店をしている売店は1箇所しかない。あとはほとんど大空町外の人たちが出店しているわけでありまして。その中で、地元として商工会、あるいは商店街を中心とした売店の出店計画などを考えてはどうかというふうに思っているわけですが、これはだれが担当、商工観光課長さんあたり考えるのかな、答弁願いたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 空港のビル会社との懇談の中でも面積が1.6倍になりましたと。そういった中で、販売ブースという面積は少しふえましたけれども、件数だとかそういったようなことについては前の部分もございまして。そういった中で、十分今後そういったものを広げていくためには現在の方々の意向ということももちろん考えなければなりま

せんし、まず他の空港と比べて女満別空港がそういった部分でスペース的に落ちているかということになりますと、そういったような数字にはまだなっていないというようなこともあります。さらには、当初からその部分を見込んではいない中で、まずご利用をいただく皆さんの乗り降り、そのことの迅速さということを第一に整備をしてきたというようなことから、今回の部分については十分な場所は確保されていないと。ただ、将来そういう意欲のあるところが出てきたときには1階の到着ロビーの前あたりの部分で可能ではないかというような、そんな議論はいたしております。まだ具体的な中での検討ではありませんので、確たる申し上げ方はできませんけれども、そういうような内部での懇談がされているということを申し上げて、ご答弁にかえさせていただきたいなというふうに思います。

◇議 長 榎原議員に申し上げます。ここの予算の範疇で質疑をお願いしたいと思います。

◇榎原議員 終わります。

◇議 長 ほかにありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第7号 平成18年度大空町一般会計補正予算(第8号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第7号 平成18年度大空町一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
山下町長から発言があれば許します。
町長。

◇町 長 第1回大空町議会臨時会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本年正月1日そのものは非常に平穏に明けましたけれども、残念ながら7日の消防団の出初式、8日の出初式、また7日の成人式という折には、大変悪天候ということ

で大変関係者の方々にご心配もいただきましたし、参加をされた方々には大変ご苦勞なことになったと。その後非常に平穩な天候が続いておりますけれども、何かきょう夜半あたりから少し崩れぎみと、さらに気温が高かったというようなことで心配をいたしているところでもございます。

また、本日は主に指定管理者の選定に係る議案につきましてご審議を賜りましてまことにありがとうございます。この指定管理者という制度につきましては、地方自治法が改正をされて行政が携わる分野、さらには民間が携わる分野、その関係を見直していこうと。さらに私どもの地域でいいますと、第三セクターなども含めた役割分担がどうあるべきかということが問われている、その関係を見直していくための制度ではないのかなというふうに考えております。しかしながら、国が掲げているコストダウンや民間の方々のノウハウを使ったサービスの向上という大きな目標はありますけれども、私どもの地域の実態を見てみますと施設そのものの数が少ないと、ご利用いただく人数も少ないと、さらには受け皿となる民間の方々もまだまだ十分ではないという中で、この制度をもってしても万能な国が言うとおりの効果をすぐに発現するというのはなかなか難しい部分もありますし、さらにこの制度にのせかえるに当たって非常に体制として今まで培ってきたものと違う中でいずい部分もあるということは重々承知をしてございます。その中で、基本的な考え方といたしましては民間の方々のノウハウをいただきながらこういうもろもろのものを管理していく方向に少しずつ移行していかなければならないということだろうというふうに考えております。きょうお諮りした内容を今後お示しを示す協定の内容等が一つの基本といいましょうか、スタートの考え方にはなりますけれども、今後いろいろな経過を見ながらそういったものをまたご議論をいただいて見直しをしていく作業ということも並行して必要になっていくのではないかというふうに思います。そういった慣習や先例というものが積み重なっていきながらしっかりとした制度機能を發揮できるものというふうに考えてございますので、今後運用していく中におきましても皆様方のご指導を賜りますよう重ねてお願いを申し上げまして、お礼にかえさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

◇議 長 平成19年第1回大空町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 1時53分